支那古典の年代に就て

序

說

られて居らず、 くの古典の年代は必ずしも確かなるものとは信せ たる根據點を得る筈なのであるが、不幸にして多 の古典を自由に利用することによつて多くの確乎 得るものであるならば、支那古代史の研究は是等 が確實に決定されて居り、安心してこれに信頼し の凡ての編纂年代、又は其内容の各部の成立年代 賴することが出來るであらうか。 若し是等の古典 頗る多いが、是等は如何なる程度まで其傳來に信 典を始めとして先秦のものといはれて居るものも も其傳來の疑はれて居らぬものは殆ざないといふ 支那には古典が豐富にある。例へば所謂儒教經 所謂先秦の古典にして多少なりと

件があつたことなざが主もなる原因であらうが、 こと、及び秦の始皇の時に有名なる焚書禁書の事 甚だ多く、其當時の歷史が頗る明瞭を缺いて居る 儒教經典は、戰國時代の末期西紀前三百三十年頃 甚だしきに至りては、近年飯島氏の如き、 に由々しき大問題であるといはなければならぬ。 高めて居るのは、支那古代史の研究に取りては實 若くは新に編纂されたものであらうとまで其疑を てもよい程であるのは頗る遺憾なることである。 ては不斷の戰亂のために散逸湮滅に歸した に西方文化の影響を受けて後に、著しく改竄され これは言ふまでもなく戰國時代特に其末期に於 新 城 新 藏 れる文獻 切の

號 -ti 一七 なほそれと同時に考へなければならぬことは、古

第

第十四卷

研 究

支那古典の年代に就て

第

ればならないのであらうさ思はれる。 さいふこさが**、** 次第に書き加へられそれがやがて本文に攙入する 元に傳へられた口傳や、後世からの注釋なざが、 家元に傳へられ、 極 なけれ 補追加して大成したといふこともあつたものと見 になされたものではなく、 多くの系統のものを纒めて集成したさいふこさも 此 古典の成立は、或は古くから口傳へで傳ばつたも あつたであらうし、 の或は種々の方面にて文書にて傳はつたものなご、 就て相異なつて居るであらうが、少しく大部なる れることである。成立の仕方はそれ~~の古典に 代に於ける古典の成立と傳來とは、 一めて困難であつた時代には、僅に一二の原本 して著しく趣を異にして居つたであらうと思は ばならず、又其傳來に就ても書冊の復製の 少なか それには年代の經過と共に、家 しかも其集成は必ずしも一度 らず行は 若干年代の間次第に増 れたものと見なけ 後世のそれに

> の結論に達したので、今逆にかくして明かにも得 の方面より見たる二三の點を申述べて見たいさ思 古典の内容を吟味し、 たる天文暦法の學の發達の大勢を利用して若干の るために、多くの古典を参照しそれによりて多少 は支那上代に於ける天文曆法の學の發達を研究す をとらなければならないであらうと思はれる。 各部に就て一々仔細にこれを吟味するさいふ態度 内容は種々なる時代、 いので、其成立の年代を論ずる場合には、 したものであるかも知れないと見なけ 其傳來に就て多少の疑をかけられて居る上に、其 か くして今日我々にまで傳來 其成立年代に關 種々なる系統の史料 したる所謂 し天文暦法 ればならな 其內容 の混成 古典は 私

曆法發達 の 大勢

かゞ

જે

居つたものであらうが、 遙か の上代に於ては疑 農業時代に入りて正 もなく 純 太陰曆 を用

るに至つたのは、大體所謂堯舜時代から始まつた臺に用ひ乍らそれに太陽暦を加味する方法を講ず一年の季節を知ることの必要を感じ、太陰曆を土

ものさ思

はれ

. る。

も短き時期を認めて冬至を定むる方法を用ふるに 秋中期に至り、 太陽の位置なりとし、 に於ける月と太陽の位置) 方法を用ふるに至りては、 月の位置 がて周初の頃に至りて二十八宿法を考案し、 星)、参(晋星)、北斗(北辰)なざを用ひて居るが、や して辰といふて居る。辰としては始めは大火 9 後の天象を觀て居つたもので、所謂觀象授時であ 標準の目印として観測したる星のことを総稱 年の季節を知る方法としては、 より月の二日行程だけ溯りたる點は即ち 太陽を以て辰として居る。 土圭を用ひて日中の影の長さの最 これによりて季節を定むる を以て長さし、 日月の交會點 隨時に日沒直 (卽ち朔 更に春 三日 (商

作られたるものさ思はれるが、現に月の名さしてすための月の原始的名稱である。これは殷時代に午未申酉戌亥の所謂十二支(十二辰)は太陽曆を示稱を以てするこさを考案したので、子丑寅卯辰巳示す方法としては、月に附するに季節に因める名示す方法としては、月に附するに季節に因める名

用ひて居るのは、

殷虐

からの龜版文、

及び周初の

鐘鼎文に二、三の實例がある。

を數ふることも殷時代から行はれて居る。組合せて連續的の六十干支とし、これによりて日前から用ひられて居る。やがて十干と十二支とを旬の日に名つけたる名稱で、殷時代若くはその以甲乙丙丁戊己庚辛壬癸の所謂十干(十日)は卽ち一一ヶ月を三分して日を數ふる方法は卽ち旬法で

り周初に周の民族によりて輸入されたが、支那ににて後に週法に發達せるものゝ原始的のものであ一ヶ月を四分して日を敷ふる方法は、西洋方面

第一號

九

一九

第十四巻 研 究 支那古典の年代に就て

第

に行はるゝに至らずして終つたものと見える。 は 旣 に旬法が存在して居つたがために、 廣く一般

吉 月の初日の名稱である。 附したる名稱で、 既生覇、既望、既死覇はそれ~~の四分月に 朏 載生覇、 堂、 載死覇は四分 初

月乃至三十三ヶ月毎に閏月を置き、十九年の間に **と思はれる。これに適應するためには、三十二ケ** 長さが三百六十五日四分一なることも知れたもの も可なり正しく定まる樣になり、 中期に土圭を用ふるに至つてからは、季節 間もなく一年の

これも春秋中期以後はほ、正しく行はれて居り、 月毎に連大月 普通には大小を交互に置き、十七、十七、十五ヶ 應するためには、大月三十日、小月二十九日とし 中期以後は殆ご正しくそれが行はれて居る。又一 七閏月を置くことゝすればよいのであるが、春秋 ヶ月の長さは二九・五三○六日なので、それに適 を置くことにすればよいのであるが

月毎に置くことゝし、

連大月は

年毎に

當つて居る。 從つて朔晦は正 しく天に合し、 日蝕は殆ご皆朔に

六五・二五日とし、 にて循環するものとせる暦法で、一年の長さを三 四分暦法といふのは閏法も連大法も共に七十六年 戰國時代の初期西紀前四四三年以來行はれて居る 立てたものは卽ち四分曆法 兩者を併せて、 春秋の後半に實行されて居る閨法と連大法との 一定の週期にて循環する暦法 一ヶ月の長さを二九・五三〇八 (又は七十六年法)で に組

なる關係ありとし、 365.2533 \times 76 $32 \ \ 33$ 從つて閏月は十九年毎に 2775932 33 11 29.53085

五日とし、兩者の間に

17

た筈であるが、戰國秦漢に實行したる四分曆法 に合致し、 實行せる簡單なる連大法は殆ご正しく眞正の 月毎 に置くことうせる暦法である。 永世實行して差を生ずることが無かつ 春秋後半期に もの E つたことを觀測し、

季節は百年に付○・七八日卽ち約一日の差を生じ、六日だけ長くなつて居る。この四分曆法によればじ、一ヶ月の長さは 眞正のものより ○・○○二ては七十六年にて循環さすために少しく無理を生

書(春秋保乾圖)に

三百年斗曆改憲

朔晦

は三百年に付

一日の差を生ずる筈である。

緯

さいふて居るのは此事を指して居るものと思はれ

3

第十四卷 研究 支那古典の年代に就てで、西紀前三六五年に歲星が星紀といふ部分にあ星の位置によりて歲を指示する方法を案出したのど正しく十二年にて天を一周することを知り、歲

第一號

後漢の始め頃より現行干支紀年法の如くに統一さ法となり、爾後幾多の變遷と劉歆の整理とを經て行干支紀年法にて丙辰)を甲寅と數ふる太歲紀年居る。この歲星紀年法は間もなく前三六五年(現つたことを觀測し、此年を紀年の數へ始めとして

Ξ

春

秋

春秋は魯の隱公元年(前七二二)より哀公十四年

れて傳はつて居る。

提出 Z が其晩年に魯の宮庭文庫にある記録に基いて編纂 の原本には無かつた 十年以後に始めて作られたものであるといふ説 り飯島氏は、干支は戰國時代の末、 を挾んだものゝあることを聞 間に亙る編年日記體の魯の國の歷史である。 (前四八一)獲麟に至るまで、十二公二百四十二年 れたものといばれて居り、 Ų 從つて春秋の中にある干支の日附 もので、 悉く皆戦國末期頃の それに對して古來疑 かない 西紀前三百三 が、 近年 は 春秋 に至

しなけ り如何なる程度にて其傳來に信賴する 内容を吟味することによりて、 條件の信賴をかけることに就て反省し、 疑であるとしても、 けられたる以上は、 うといふ疑を提出して居る。 人が後より溯りて春秋 ればならないと思は 我々は古典の傳來に對 よしやそれが如何に薄弱なる の中に挿 n る。 如何なる理由 度斯 入したものであら の かを明か 如き疑が 仔細 l によ ごて無 に其 12

ば

と日の干支五つ程載せてある。 干支とが載せてあり、 時まで二年間續けたる春秋續經には日 春秋には三十六の日蝕記事と三百八十九の日の なほ哀公十六年孔子卒去の 私は双方を通じて 蝕記事一つ

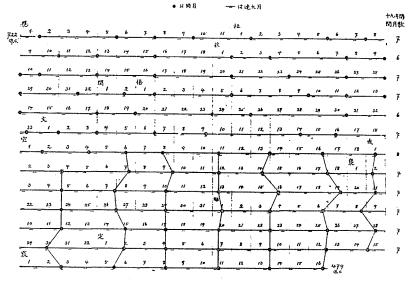
與へら する樣に、閏月と連大月とを案配して、春秋當時 12 取りて研究の對象とし、 三十七の日蝕記事と三百九十四 基 いた れたるものとし、 b の 換言すれば、 是等の 其等に支障なくよく適應 唇目 是等の 個の日の干支ごを は 曆 如何なる暦 日記 事を

> 從事して得たる結果を、 らうかといふことを問題とし、 論文集採錄「春秋長歴」に發表したが、 の長唇を復現 したならば如何なるものを得 昨年春狩野博士還曆記念 十數年來此 それ によ 研 る であ 究に

か

で年始早晩の變化が甚しい。 も頗る規則正しくなつて居る。 首ミなせる置閨法に則れるものゝ如く、連大月の配置 謂周正になつて居り、大體宣公十四年(前五九五)を章 **甚だしく不規則である。後半に於ては、殆ご正しく所** 近きものになつては居るが、置閐法も連大月の配置も にして居る。 春秋の暦は文宣時代を界ミして前後に於て全く趣を異 前半に於ては大體終歲閨で、 (附圖參照 文宣時代は過渡の時代 所謂殷正に

明かに當時の實際の記錄で、決して後世から作為 く唇法に關する智識 るので、 非ず、又全然鼠雑なるものにも非ずして、 要するに春秋の曆は、全然規則正しきものにも この事實は最も雄辯に是等の暦日干支が の進步發達の道程を示 恰もよ して居



可能 を戦國時代の人が作製したと見ることは斷じて不 して挿入し ・度斯くなる如くに三百九 であ たものではないことを物 千四 0 曆 語 H 一十支の 0 T 居 組 る

織

作

為に

ょ

12

ż

0)

質に 斯 記 を證明して居るのでこれより確か のものであることは疑もない。 でなければならぬとすれば、 る Ó 錄 ものではなく、 三百九十四 知 西紀前七二二年より前四八一 の集積に外ならぬと思 でき遙遠な なる時 の暦 必ず其當時 日干支が 代に於て斯 は 决 其大體に於て日記 る の記 して 其内容自體がこれ 0 > 如き確定 春秋 後世 なことはない。 年に亙る其當時 錄 (] 全體 基い 0

かゞ

現

几 孔 子 左傳 0 編 國 語公羊 述 3 n tz 穀 梁

之を

錄

0

存

在することは實に得難き世界的珍寳とい

は

質なる

ればならぬ。

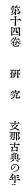
左 72 傳 る左氏なる人が、 は 春秋 0) 3 記 春 事 秋 を 1: 敷衍 對

傳

箏

號

Ξ



工(太陽岳) るが、不幸にして左傳 となるべき筈なのであ して最も貴重なる寶庫 支那古代史の研究に することが出來れ 部の成立年代を明かに 作年代若くは其内容各 料 居る。頗る豐富なる史 年(前四六八)に及んで 以後十三年哀公二十七 七二二)に始まり春秋 初年なる隱公元年(前 したるもので、 の史料を蒐集して著作 の集積なので、 春秋 其著 ば 뿥

> の著作年代 般に承認さるゝ如き解決がない。 は古來學界の疑問とされて居り、未だ

鉈

號

二四

二四)

闡明するために、 し及び其當時の事

多く 情を

太史公の史記 には

魯君子左丘明。懼弟子人人異端。各安其意失其真。

故

因孔子史記。 具論其語。 成左氏春秋。

左丘失明。 厥有國語。

といひ、左傳及び國語を以て孔子と同時代の左丘

る。 明の著作として居り、 然し唐の趙匡以來これに疑を挟むもの多く、 此説が古來廣く行はれて居

四 一庫全書總目提要にはなほ

其書。 也 以袪衆惑。下略 非丘明者十一事。 經於孔子。與王柏欲攻毛詩先攻毛詩不傳於子夏其智 經於孔子。魏晋以來。儒者更無異議。至唐趙匡。 左氏非丘明。 自劉向劉歆桓譚班固。 宗元諸儒相繼竝起。王安石有春秋解一卷。 不知十一事者何據。 蓋飲攻傳之不合經。 陳振孫諧錄解題謂。出依托。今未見 皆以春秋傳出左丘明。 中略0 必先攻作傳之人非受 **今仍定爲左丘明作。** 左丘明受 證左氏 始謂

ر ا 傳を以て前漢末の劉歆の僞作せるものならんと疑 は 到 底一般の承認を得難く、 ふて居るに も拘らず、 今日 方の極 に於て、 端 は には、 左 丘 明 左 說

斯 の 如 き問題の現狀に對 しては、 我 K は 出 來 る

(4) 歲首

(0)五行三正論

心國語の古顓頊暦を左傳の三

Œ

(3) 朔晦法(太陰曆)

| (a)48 以後にして其改革を | 4忘れる程後 | 800 以前

(0) 兩日

至

367 351

9

間

のも ō

ふて居る學者も少くな

斗り も其全に 傳 傳の著作年代を推定するより外はない。 だけ慎重に左傳の內容を吟味し、 の内容は頗る廣く諸方面に亙つて居り、 難いので、 部 かゞ 時 に著作 其内容の各部 3 れた に就き るものに これによ は 其成 非 必ずし りて カュ るやも 立年 Ł 左

私 代を研究するといふ方法によらなければならない 如くに分類して研究の は主として天文暦法を關せる方面より見て 別表

K

步を進めて見たいと思

ጷ

(III) 豫言のJ

適不適

①左傳の 曆法 (2) 閏法(太陽曆 b) 周の暦、衛の暦 倫、再失関 ・開失関 曆 絳縣老人の

椞

第十四

卷

豣 缆

支那古典の年代に就て

◎左傳著作年代決定の史料

(1)

歲星紀年法

ອີ6່ວັ

以 後

> (2) 五 (3)(1)五行說 五行三正 (1)僖三十一(前六二九)—衛遷子帝丘、卜 (2)攻六(前六二)—君子是以知秦之不復 (3)襄二十九(前五四四)—郯其先亡乎。密 (4)昭四(前五三八)—姬在列者蔡及曹滕北 (4)昭元(前五三八)—姬在列者蔡及曹滕北 一帝說 5十二次分野 論さ五徳終始説 (c) 分野 (b) 大梁、 (a)冬至日題 君子是以知秦之不復東征 實沈 ト日三

(II) 五行 說

(IV) 比較參 照 倒盂子。 (1)國語。 (7)呂氏春秋。 第 號 (5) (2) 史記。 (8) 淮南子。 三五 (6) 易° (9) 淡書。 (3)論語 三五

鄭先衛亡

姬在列者蔡及曹滕其先亡

齊國宋

銌

(1) 歲星記

代によりて吟味して見れば、 Œ < 七十年頃を起點として十二年一周天の割にて推算 推算すれば、 周するものと信じて居つたので、若し其割合にて ので、 て三次の差を生ずる筈なのであるが、 b て歳星の位置を求め、 ではなく、 十數ケ所にあるが、 にある蕨星の位置が真實のものに對する差違を年 三十度を一次として、二次乃至三次に及んで居 も事實に適合して居らぬ。 漢初 に記 しくは一一・八六年なのであるが、 左傳及國 に至る頃までの人は、正しく十二年にて 載したるものに外ならぬ。 斯の如きは斷じて當時の實見に基 若干年代後の人が不精確なる推算法に 語 八十六年に付一次、 の中には歲星(木星)に關する記事が 今日より推算して見れば何れ 溯りて當時實見の事實の如 記録と推算との差は、 丁度西紀前三百六、 約二百五十年に 歲星の一 戰國 **今左傳國語** \bar{v} 時代よ た記 周天は る 錄

> ば、 歲星の一周天を正しく十二年と見て溯りて推 3 若くはそれより其前後に十二年の倍敷だけ隔りた した 悉く皆戰國時代の牢ば西紀前三六五年 太歳紀年法に當つて居るので、 て壬戌) 始皇の八年卽ち西紀前二三九 作つた呂氏春秋には維秦八年、歳在涒灘とあり、秦 の西紀前三六五年を原始甲寅の歳と敷へ始めたる る所に當ることになつて居り、 次中の基準なる星紀にあつた るも 此年を紀年原始とする歳星紀年法を創案し、 左傳及國語 るものに相當して居る。 ので、 を申の歳と數へて居るが、 此年以後十數年の間 の中にある十數個の歲星記 0 なは歳星が (現行干支紀年法に 更に秦の呂不韋 是等によりて見れ は西紀前三六五年 に作製したる これは丁 の觀 周天十二 測に基 事 '度右

劉歆僞作説に關する問題である。 た ・こゝに一つ注意しなければならない 劉歆は左傳國語 のは、 75

のに相違ない。

の蔵星記事と、秦漢に於ける太蔵紀年法の蔵名と

トニ手一周として数へて暑れば、百四十四年毎こて、それよりは少しく早く、若しそれを一年一次を見て、歳星の一周天は正しく十二年には非ずし

ので、 る如 傳國語の歲星記事は劉歆が其超辰紀年法に適合す 語の歳星記事を解釋し、 **辰紀年法なるものを案出し、それによりて左傳國** 行くものであると認めたので、 十二年一周として敷へて居れば、百四十四年 次を超え、 くに作製したものであり、從つて左傳國語の 却てそれがために、 つまり百四十四年間に百四十五 頗る巧妙に成功して居 一部の人々からは、 それに適應する超 次を 毎に 左

左傳國語の歲星記事は、劉歆の超辰法によりてせられたるものといはなければならぬ。

けらる

らに

至つたの

は、

甚だ迷惑なる濡

衣を着

は劉

「歌の僞作せるものではない

かさい

Z

疑を

代の年ばに十二年 もよく カジ 出來 豣 る 周法によりて作 Ō 究 で、 支那古典の年代に就て それが果して、 製され 戰 た 國時 もの

が、幸にも其中に二つ程、劉歆の超辰法に合はぬて作製されたものかは、容易に判じ難いのであるか、又は前漢末の劉歆によりて超辰紀年法により

五一〇)に越得蔵とある記事で、一は昭公九年(問題のものが殘つて居る。一は昭公三十二年(前

て居るので、前五一〇年に歳星が越の分野にあつ前者は越の分野が偶々戰國時代と漢代とにて變つ

前五三三)にある陳の滅亡に關する豫言である。

たさい

、ふ記事

は

戰國時代の人はこれを非超辰

の劉歆は、それを見て超辰法に適應するものとし

適應して居るものとして作製したのであり、

漢代

して頗る興味ある記事なのであるが、兎に角疑問於ける分野配當を研究するための貴重なる材料と思はるゝもので、今日よりして見れば戰國時代に恐らく超辰法を編成する一因となしたであらうと

後者は明かに超辰法に適應せざる有力なる

第一號

(二七)

る

į

のものである以上、

暫らくそれを論外に置くとす

である。左傳昭公九年(前五三三)に

夏四月。 而後陳卒亡。楚克有之。天之道也。 而遂亡。子產問其故。對曰。陳水屬也中略歲五及鶉火。 陳災。鄭碑竈曰。五年陳將復封。封五十二年 故曰五十二年。

復た封ぜられ、それから五十二年目、五周り目の とあ 5 昭公九年に一たび亡びたる陳が五年目に

陳は果して哀公十七年(前四七八)に亡んで居 鶉火の歳に卒に亡びるであらうといふのであり、 哀公十七年。秋七月己卯。楚公孫朝帥師滅陳。 b

とあるが、この計算には超辰法による昭公十五年 、前五二七)の超辰を見込んで居らぬ。

左傳の劉歆僞作説を主張する飯島氏は百方この

(2) 関法

七年は、 記事の效果を削減せんど試み文中の五十二年、 て居 年で、 るが、 又哀公十七年には七月已卯があるが哀公十六 あつたのを後に改竄したものであらうといふ 何れも劉歆の作製當時は五十一年、十六 此記 事は漢書五行志に も引用されて居

> ことは出來ない。なほ前に述べたる呂氏春秋の歲 年には七月已卯はないので、 到底此記事を動かす

呂氏春秋にある維秦八年、 るので、 畢竟左傳にある陳滅亡に關する記事と、 歳在涒灘の記事とを共

在涒灘の記事も非超辰に適應し超辰法には衝突す

に抹殺することの出來ない限り、

歲星記事の劉歆

傷作說は成立の餘地が無く、 到底抹殺變改を容さない。左傳國語の歲星記事が 記事は共に二重三重に保證 されて居るものなので しか も偶然にも此兩

であることは毫も疑を容るゝの餘地がない。

戰國中期、

西紀前三百六十年頃に作製されたもの

には春秋經の曆日を受け、 種の系統のものゝ混合に成れるものである。第 左傳の閏法(太陽曆)は頗る複雜で、少くとも三 及びそれに解釋を加

たるものであり、第二には、 |昭二十二||又は衞の亂(哀公十五)なごを記する際 左傳 ゕ゙ 周 の王室の亂

有 と傳 し場所 するに 四月丁巳との調和上、 左傳は途に襄公二十七年(前五四六)に於て「十 て、二月癸亥の蝕を朔蝕と速斷し、 食之」と「四月丁巳、 認に過ぎざりしもので、經には「二月癸亥、日有 ک ۱۷ つた如くに見ゆるが、これは全然左傳の著者の誤 した 暦法によりて推算して挿入したるものがある。 ありしものと認めて、これを非難する傳文を發 種に就ては文公元年に「於是閏三月非禮也云~」 一月乙亥朔、 Š ものがあり、 る暦にて記したる記事を其儘史料として採用 Œ 至つたものである。 傳文があり、 暦日 閨 月ありとして挿入 は此時以後少なからざる杆格を生じ 日有食之、辰在申、 第三には左傳の著者が其當時の 春秋當時に此年に閏三月 葬我君僖公」とあるのを見 當時の暦には必ずや閏三月 事實に於て存在せざり した るが 司歷過也、 二月癸亥朔と た めに、 があ 經 第 再●

夫れくの國にて亂世のために偶々正統を失

年を下らないものと見なければならない。 を生ずる割合であつたと思はるゝので、 にかけての太陰曆は西紀前四四三年に於て丁度正 傳の著者の態度は頗る注意すべきことで、 乎として蝕は常に朔にのみあるものと信じたる左 して見ても左傳の製作年代は遲くとも西紀前三百 態度とは著しき對照をなして居る。戰國から秦漢 にも一日にもあり得るものご解釋せる公羊穀梁 蝕を二月癸亥朔蝕と斷じたがために外ならぬ。 等の手敷を要する程の大事件を生じたものなの しきものであり、 五四三)に絳縣老人の年齢勘定の挿話を點出する 失閏矣」といひ、 あるが、 日の正しきことを示さんがために、襄公三十年(前 元以來の破綻を瀰縫し、 として、此所に三閨を挿入し、これによりて漸 其發端は實に左傳 經の唇日が二閨を失したる それ以後は三百年に付一 かくして回復し得たる暦 の著者が二月癸亥の晦 此點より 触は晦 日 の差 もの く文 斷 で

第一

第十四卷

豣

乳

支那古典の年代に就て

して挿入したであらうと思はるゝものは 傳の著者が 其當時 の暦法の智識によりて推算

僖公五年(前六五五) 昭公二十年(前五二二) 春王正月辛亥朔。 春王二月已丑。 日南至 日南至

七〇は前三六七を三年程改めたるもの、又前三五 受けたる前三六七を含む時期に當つて居り、 共に前四四三より始まりたる七十六年法が改正 後者よりは前三七○を得るのであるが、此兩者は 値すべき年代を求むれば、前者よりは前三五一、 居らぬことは注意すべきことかと思ふ。今雨者よ の間隔が百三十三年で、七十六年の倍數になつて したものであるかは容易に判じ難いが、私は り七十六年の倍敷程下りたるものゝ中にて注意に の二つの記事である。 何れの年代より溯つて推算 前三 兩者

> (3)連大法 左傳にある朔晦記事は、

春秋經にあるものを除

朔十一、晦七で

僖二十四、三月已丑晦。 僖五、 正月辛亥朔。

十二月丙子朔。

文元、五月辛酉朔^c

成十七、 関十二月乙卯

成十八、正月甲申晦。

襄十八、 襄十九、五月壬辰晦 十月丙寅晦。

> 十一月丁卯朔。 二月乙酉朔。

襄二十六、三月甲寅朔。

昭元、十二月甲辰朔。 襄二十七、六月丁未朔。

昭十二、十月壬辰朔。

昭二十三,正月壬寅朔。 昭二十、六月丁巳晦。

> 七月戊辰晦。 七月戊午朔。

する如き太陰曆を求むれば、それは丁度西紀前四 秋の暦には適合しないので、是等を全く春秋經 是等の十八個の朔晦によく適應 明かに春

暦日とは切離し、 である。是等の合計十八個の朔晦記事は

一は改正後の殷曆蔀首に當つて居るので、

兩日至

よく 記

説明が出來ると思はれる。

は此

時期附近に於て作製したるものと見れば

正しく漢初の太陰曆と一致して居る。四三年を起點とせる七十六年法に相當して居り、

疑もない。しかも春秋後半より引續き前四四三年四四三年以後に溯りて作製したものであることはこれによりて見れば、左傳の朔晦記事は西紀前

忘れ春秋時代までも溯りて七十六年法によりて朔のであるが、右の記事作製者は、此改正の事實を前四四三年以後始めて七十六年法に改めたものな

までは一七、

七、

一五月間隔

の連大法を用

ひ

n n

すれば前三六〇年頃となる。頃と見なければならない。大體七、八十年程後と年よりは以後にて其改正を忘れる程年所を經たる晦を推算せるを以て見れば、其時代は、前四四三

(4) 歲首

第十四巻 研究 支那古典の年代に就て 財調夏正になつたのであるが、蔵首交替に關するは、戰國時代の或る時期に再び二ヶ月引き戻して は、戰國時代の或る時期に再び二ヶ月引き戻して

たものであらうと思はれる。これに關し左傳は三諸説は此時代に一般の要望を代表して唱へ出され

正交替説であり、國語は五行交替説であると思は

・同時に兩種の説が唱へられて居つたものかも知唱へられた説であるかは容易に判じ難い。或はほるゝことは注意すべきことであるが、孰れが古く

火出。於夏爲三月。於商爲四月。於周爲五月。なほ左傳には昭公十七年に

或は六國が共に王と稱した時で、大體西紀前三百代に周正を二ケ月程後れさして夏正に改めたのはものであることは疑もないと思はれるが、戰國時といふて居り、左傳が所謂周正時代に作製された

十二次の中に大梁なる名稱があり、5十二次と分野

當てゝあるのは、十二次の制定が魏の都を大梁に

魏の分野に

第一號 三一〇 三〇

これは戰國紀年の詳細なる檢討と共に他日の研究に於ける分野の變遷は頗る興味ある問題であるが時代に於ける分野の配當、戰國より秦漢に至る間年で西紀前三六二年であると思はれる。なほ戰國年の出前三六二年であると思はれる。なほ戰國年のより後に行はれたことを示すものと見るべ

(6) 五行説、豫言の適否、其他

を期したい。

らうと思は 語の製作年代に就ても有力なる手掛りを得るであ 互關 論 b, 頃と思はるゝ諸書を互に相参照し、 かけた時代であると思はれるので、 左 相生說 左傳の製作された時代は丁度五行説 係を明かにすることが出來たならば、 傳の中には五行説の原始的 n ど相勝説、 る。 五徳終始説と五帝説 のものが見えて居 五行 戰國秦漢時代 の始まり 説と三正 等の相 左傳國

ば凡そ次の如くである。

ば凡そ次の如くである。

ば凡そ次の如くである。

は、其意言を一括すれた。

ない、、其豫言が多く適中して居るのは、

左傳にあるが、其豫言が多く適中して居るのは、

左傳にあるが、其豫言が多く適中して居るのは、

左傳にあるが、其豫言が多く適中して居るのは、

左傳にあるが、其豫言が多く適中して居るのは、

左傳

- 鄭先衞亡。適 縣。 否 蔡曹。適 縣。 否 然也(前五三八) 姬在列者。蔡及曹膝。其先亡乎

あらうし、天子伯を秦に致し諸侯畢く秦を賀する及(ニ)によれば左傳の著者は確にそれを見た人で鄭の亡びたのは西紀前三七五年であるが、(ハ)

左傳の中に諸國の興亡を豫言せるものが數ヶ所

丘に 秦 思 1 至つた 遷し 東 れたものと見なければなるまい。 れるが、 征 Ť の勢既に成ると謂はなけ のは西紀前三四三年で、 時 (ロ)によれば左傳は此時より以前 の豫言は、 都 の位置が三百年と れば 此頃に至つて 衞が都を帝 ならな トし

15 حح は

ざる以 年頃までと想像 見て居るので、(イ)の豫言も、 いかり 前 (ニ)によればいづれ衞もやがて亡ぶものと 15 衞の衰運を見て衞の壽命を前三二九 した 前三二九年になら かっ 蔡は

な

0

カコ

國

の壽命を三百年とトしたの

ゕ

明か

で

73

(7)左傳製作

ない 滕は竹書紀年に か 最興味あるのは滕に關する豫言である。 ょ n ば前 四 一五年に越に滅ぼされ

前四四七に、

曹は前四八七に亡んで居るので論

は

るものではあるま

Ö

たことになつて居

る

か

孟子

の書

には

滕定公文公

が此時代に製作されたものではない 容の各部に行き亙つて居るので、

かさい

ፌ の全

z

可な

り廣

ぐく左

傳

或は

左傳

は前三二七年 カジ あり、 更に孟子時代に再び復活 孟子が始めて滕世子文公に會したの 頃と思は n る。 思ふ に勝は した ものであら 一度滅 ぼ

第十四卷

研

究

支那古典の年代に就て

うが、 より若干年代以前 最も近きものと思は 左傅 ばならぬ。 る豫言は を書い 左傳の著者は此復活の事實を知らない 眀 孟子は種々なる點に於て左傳 か たのは前三三〇年頃より以前 12 兩 者 のものであることを示して居る れるのであるが の年代を區別 Ļ 左 此滕に關す 傳が で の時代に な 孟子 Ŭ ので n

ばならぬと思ふのであるが、 も以上凡ての史料を合すれば、 の史料も右の決定に對しよく調和して居る。 紀前三百五六十年頃に製作された 大法の三點より見て、 私は以上を通覽し、 主として歳星記 是等に關する記事 次で講究したる其 ものと見なけ 事、閨法、連 は大體 L 他 西

ればならぬ もの カゞ あ ā カコ 否か、 あ るとした場

郭

號

Ξ

===

なけ 抱

いて居

る 0

明

'n

に此

時代以後に製作

3

n

70 と見 疑

三四 $\overline{}$ 三四

たものと見るべきであら

それは 何程 研 ある

期したい。 更に今後 0

(8)國語

春秋曆

700

五行交替説で、

一致を欠

左傳は三正交替説國語

は

<u></u>

但し歳首交替に關

。然終以漢人所說。

といふて居る。 ある歲星記事が全然左 爲近古。 國語に

傳の歲星記事さよく調

れば、 和して居るのを以て見 漢代の所傳 左傳と國語 どは が正

の時代に製作され

は春秋外傳、王充論衡 て居り、 には左氏之外傳と稱 國語は漢書律歷志に 國語出自何人。說者不 四庫提要には

(養皇) 100 凌孝

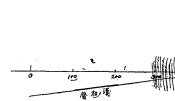
(9) 公羊傳、

穀梁傳

戰 づ 研究を要すべき點である

きことで、なほ詳細なる

いて居ることは注意すべ



間に竹帛に記さるゝ樣に 國より漢初に至るまでの れも子夏より傳はり、 公羊傳穀梁傳は、

居る。天文曆法に關する なつたものだといは れて

ことは多くはないので、

定することは困難である 其方面より製作年代を決

かぎ を記 の日食記事に某月某日朔と記せるものあ なつて居ることは注意すべきことである。 z 72 100 'n るもの、 つ日蝕に關する解釋が左傳と著しく異 朔を書せざるものなどが Ď 春秋 あ 叉 る。 經 H

朔 朔 X X 記 X X B H 事 失る書 之はさ 也官ざ 食凡て 朔 左 傳 食或或 二晦 日食 朔 朔 木 公 食 食 文 羊 用五份法引 朔 땞 朔 Ħ 俥 食 食 食 食 日日 穀梁傳 夜 땞 朔 食 食 食 食

し朔 見ればい は 得る 必ず 左傳 触にのみ熟れて居つた時代で、 ĺ 第十四卷 ものとの は は蝕は 左傳は其當時實行の太陰曆がよく 朔蝕との 常に朔に限 見解をさつて居る。 砃 窕 み限らず、 るもの 支那古典の年代に就て 晦にも二日 と思ひ、公、穀 大約西紀前三 れに 天に合 より 13 気は蝕 ż 7 あ

> り漢 n 穀は當時太陰曆が天に合は 百年を下らない時代に ば なら 初 E ಸ್ಥ カゝ け T 0 時 代 書かれ の考に基い なくなつた時代で秦よ たものであり、 72 ものと見なけ 公、

五 尚書

る

それに對する三傳の解釋は次の如くになつて居

る所を述べて見たい。こゝには其中の周書武成篇に就て少しく研究したこゝには其中の周書武成篇に就て少しく研究した尚書の全體を論ずることは除りに大問題である

武成の中に

惟一月壬辰旁死覇

前 tz の年代」の研究に於て、 よりて周初の年代を推算し、 在鶉火」といふ記事との二つを材料とし、 散は武成のこの記事 **とある句は漢書律歴** 一一二二年と決定したので ト旁死覇の意義に就ては王 جَ 志 世 全然同 國語 經 に引用 國維の ある 武王伐殷の年 の 「昔武王伐殷、 の が 2 說 材 n 料 て居 によりて劉 私 は それ 基 を西紀 þ 周 初 蒇 劉

一號 三五 (三五)

第

歌の誤を正し、又歲在鶉火に就ては國語當時の考

公の積年から見ても頗る安當なるものと思はれる にて非超辰の十二年一周にて推したるものと解釋 ので、從つて「一月壬辰旁死覇」の記事は必ずや 定することが出來たのであるが、 かくして周初の年代を西紀前一〇六六年と決 此年代は周魯王

在鶉火」の部は周語景王二十三年(前五二二)の ることは甚だ困難なる想定である。なほ國語の「歳 丁度よく合致する如くに後世の人が作為したと見 當時の實際の記録でなければならぬと斷じたいっ

就ては、其中に

尚書の中、

最も古き時代のことを記せる堯典に

條に伶州鳩の話として

辰在斗柄。星在天黿云々 **昔武王伐殷。歲在鶚火。** 月在天駟。 日在柝木之津。

津 とあ **ヶ月後に紂と戦ふ時のことを記したるもので、全** ふことであり、「星在天電」といふのは出師より一 辰在斗! るのであるが、 柄」とい 其中 ふのは單に孟冬月の月末とい 「月在天駟、 日在 析木之

> く忠實に武成の文を敷衍してこれを天象に飜案し 武成は國語著作の當時に於て、 たに過ぎないものである。これによりて見ても、 第一號 周初の事實を記せ

あることが察せられる。

る貴重なる文献として信頼せられて居つたもので

宵中星虛。以殷仲秋。 帝曰。咨汝義暨和。朞三百有六旬有六日。以閏月定四 日中星鳥。以殷仲春。 日短星昴。 日永星火。 以正仲冬。 以正仲夏。

時。成歲[°]

とは、 ر ح 早計で、これは別に其内容の研究によりて其成立 際に加へられた 關する部分までが春秋時代のものと斷ずることは 入されたものに相違ない。 或は孔子が編纂され どあるが、此中、 これは必ずや春秋中期以後の考に基 **閏月を以て四時を定め季節を正すといふこ** しものか 一年の長さが三百六十六日なる も知 れない。 但 し四中星に いて挿

れて居っ があり、 星の記事を研究してい の年代を決定しなければならぬ。 る年代に相當するものならんと斷じたこと 結論は今もなほ大差なしと信じて居 大體普通に堯舜時代といは 私は嘗て此四中 るが

再び研究を新にせんことを期して居る。

これは其後近來に至るまでの研究を利用して更に

六 逸周書及び緯書

明堂等の諸篇には周初 逸周 書の中、 或は周初當時のことを傳へたものではな 世俘、 寶典、 時代の暦日や紀年が記載し 小 開 **劉保、** 文傳、

7

あり、

それ る解釋に基きたる漢書律歷志の推算を根據とし、 究の結果によれば、 研究した Ų, カコ と疑 を其まゝ蹈襲したる上に、 る際に是等の記事をも参照したが、 はれても居るので、 是等の暦日は皆劉歆 私は「周初の年代」を 暦數に疎き人の手 の誤りた 其研

> 晋時代に竹書紀年 りて作為され 後に作為されたものであるのみならず、 これによりて見れば、 たる ものも混じて居るのであらうと が世に出でたる頃の人の手によ 是等の暦日は明か 恐 に劉歆以 らく西

疑はれる。

緯書は屢禁書の厄に遭ひ多くは散逸して其傳來

又其中には幸にも天文唇法に關する事
 較的醇正といはれて居るのは易緯乾鑿度であ の信用し得べきものは甚だ少ないが、 項が 其中にて比 あるの

した で、 い ものであることを明かに が研 私は「周初の年代」を論ずる際にこれを参照 究の 結果は、 これも亦毫も信頼を値 して居る。 しな

乾鑿度の唇

法に關して)後漢書律曆志蔡邑曆議 爲開闢至獲麟二百七十六萬歲。 元命苞。 乾鑿度。 皆以

)詩正義文王之什疏 九年。伐崇。 應河圖。 作靈臺。 注云。受命後五年。 改正朔。 易乾鑿度云。 布王號於天下。 乃爲此改。 入戊午蔀二十

次序列に就ては竹書紀年の説と一致して居るので

四卷

研 究

支那古典の年代に就て

によりて少數の曆日を附加した

るものであ

年

u

號 三七 三七)

如也。

西伯受命。注云。受洛書之命。爲天子。曰。今入天元二百七十五萬九千二百八十歳。昌以又案乾鑿度云。歷元名握先紀。日甲子歳甲寅。又

十一分日之四十二(二は三の誤)。除之。(ハ)通行本乾鑿度 即置一歳。積日法二十九日與八

三といふ數字は太初三統曆を用ひて居るといふこであるので、其數字より見て、乾鑿度を以て後漢四分曆を用ひて居るものと斷じて居ることに疑を存る、餘地がない。然るに(ロ)によれば戊午蔀二四分曆を用ひて居るものと斷じて居ることに疑を存る、段地がない。然るに(ロ)によれば戊午蔀二本。、明かに乾鑿度を以て後漢四分歷との後劣を論せる上書中等とあるのは驚くべき矛盾である。(イ)は後漢の等とあるのは驚くべき矛盾である。(イ)は後漢の

掲げられて居るといふことは、支離滅裂も亦甚し

後漢四分曆、

殷曆、

太初三統暦といふ三種の

曆

今本竹書紀年であり、

其中に蒐集の際少なからず

たるものを輯めて後人の作り上げたものが現行

0

完本は全く失はれたので、

やがて諸書に引用され

不幸にして其後兩宋の際に至りて再び散逸し、

其

人の手によりて漸く整理考定を經たる竹書紀年は

欠損錯簡等頗る多かつたものと見えるが、

多くの

とである。同一の乾鑿度に對し、其所依の曆法が

體の年代が毫も信賴するに足らざることは言ふま輯めて作製せる現行本乾鑿度を始めとし、緯書全れが誤であるかは別問題とし、斯の如き引用文をといはれなければならぬ。(イ)(ロ)(ハ)三者の孰

七 竹書紀年

を編年體に記したものである。發見當時より旣に以來魏の襄王二十年(前二九九)に至るまでの事あつた竹書數十車を得た中にあつたもので、夏殷が魏の襄王の墓を發きて、戰國末以來埋藏されてが魏の襄王の墓を發きて、戰國末以來埋藏されて

0 書に明 混入したる雑駁の異分子を淘汰し、 が 古本竹書紀年である。 か (: 引用 されて居るものゝみを集めたるも 唐宋以前 の古

ずあ であるといふことに就て次の如き實例がある。 本竹書には到底比すべくもない不完全なものであ る上に、 古本竹書紀年の周初の部に「十一年庚寅、 今本竹書は言ふまでもなく、 りて、 動もすればなほ異分子の攙入が少なか 輕々しく信用することの出來 古本竹書と雖も原 ない 周始 ŧ B 0)

伐商」とあるが、 これは

ح

十二年ミして居る。

歲也。 唐書 竹書十一年庚寅。周始伐商。而管子及月。故周書曰。維王元祀二月丙辰朔。 通成君之歲也。 略 舊說歲在已卯。□ 其明年武王卽位。 武王伐商。 』。新歷孟春定朔丙辰。於商爲二推其胜魄。迺文王崩武王成君之 而管子及家語以爲十二年 歲在鶉火。月在天駟 武王訪于周公。

原本竹書に「十一年庚寅云云」とあり唐書はそれ とあるのに基いたものであり。 卒讀したいけでは

本竹書に至りては、

り十一年後

第十四卷

研

究

支那古典の年代に就て

書に を引用したものゝ如く見えるが、 も明かなることである。今熟々唐書の文を見れば 存在し得ないことは、 寅)伐商ミあり、管子及家語には卽位前年から數へて 丁度伐殷の歳に當つて居る。現に竹書には十一年(庚 月丙辰朔ミなるので周書の記事に適應し、十一年後が よつて見れば已卯の歳は文王の崩年で、 劉歆の舊說では伐殷の歳を已卯こして居るが、 一 十 一 年庚寅」とい 干支紀年法の發達か ふ如き干支紀年が 戦國末の原本竹 其翌年が孟春 ら見て 斷じて 新歴に

違ない。 に還元されて「十一年庚寅云々」となり、更に今 たる注釋で、恰か る いふことを明かにするために歴志の著者が 如 いふので、庚寅といふのは己卯より十一年後と ζ, : n 括弧内に注すべき程 がやがて竹書の本文として古本竹書 も我々が (西紀前何年)と注す のものであつたに相 種入し

第一 號 三九 三九 (前一一一一)さいふ原意を忘れ、

劉歆說己卯(前一一二二)よ

第十四卷

四〇

なることを、

確率基だ大な

十年頃に著作されたるもの

庚寅と見て、伐殷の歳 を西紀前一〇五一年と 干支六十年程誤りたる

傳 現に廣く流布して居る の周初の年代として それが竹書紀年所

のは甚だ滑稽なる誤と はなければならぬ。

結語

本 論

文は主さして春

秋は其全體が前七二二 代に就きて講究し、 なた左 傳 との成立年 春

秋

常時に

Ŏ,

左

前

四八一年なる春秋

傳

は

其

大部分が 成れるも

2戰國時

代の生ば、

前三百五六

B.C. A.D. 1000 (500 秋春 o (語图)停止 ٠×, 400 * 公 3 成世 書周 ÷ 央克. 談典 他其份世書用边 度祭礼書緯 禮周 40 军把套竹 まけあす は分論之の推定年代 1七異記

豐富

門に存在・

して居るので、

たが、

支那には古典が基だ

なは敷種の古典にも論及し るものである。右雨者の外 る證據を以て主張せんとす

ない。 (終)

代の詳細なる研究が着々進 凡ての古典に對し其成立年

められんことは切望に堪え